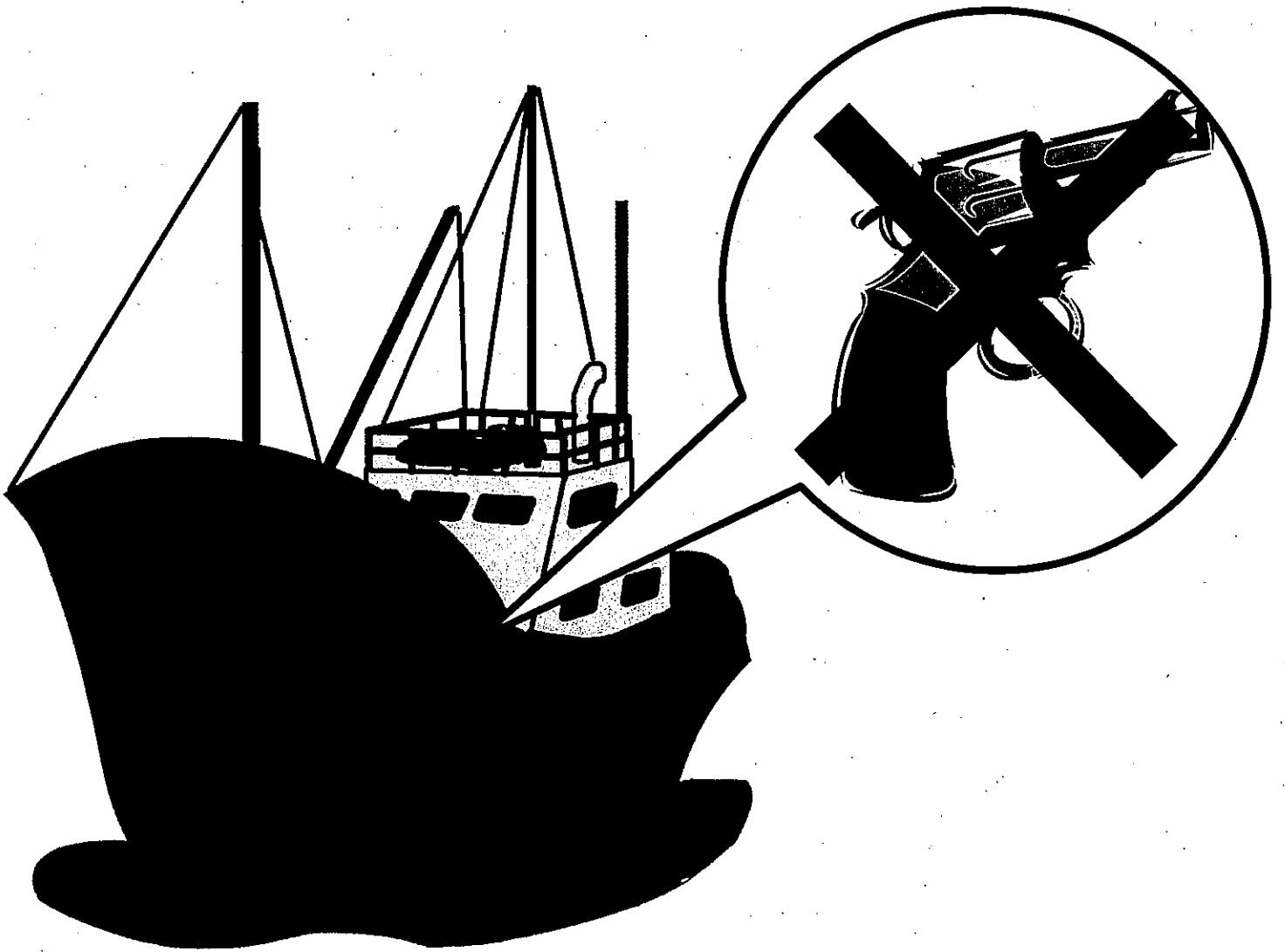


漁業者の皆様へ

不審な積荷や船舶等を見つけたら、
最寄りの警察署、海上保安庁、税関
等へ連絡ください。



水産庁

令和 5 年 6 月 1 9 日
千葉県農林水産部水産局水産課

千葉県漁業調整規則の一部改正について（報告）

現在、千葉県漁業調整規則における遊漁者等の漁具又は漁法の制限の規定について、改正に向けた検討を進めているところです。

1 改正の概要

遊漁者等の漁具又は漁法の制限の規定のうち、実態と乖離又は不明確となっている規定を明確化するために改正を行う。

改正（素案）	現行
（遊漁者等の漁具又は漁法の制限） 第四十五条 何人も、海面において次の各号に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。 一 竿釣及び手釣 二 たも網及びすくい式さ手網 三 投網（船を使用しないものに限る。） 四 <u>くまで及びスコップ（柄の長さ五十センチメートル以内のものに限る。）</u> 五 <u>徒手採捕</u> 2～3 （略）	（遊漁者等の漁具又は漁法の制限） 第四十五条 何人も、海面において次の各号に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。 一 竿釣及び手釣 二 たも網及びすくい式さ手網 三 投網（船を使用しないものに限る。） 四 <u>貝類徒歩堀（まんが及び貝まきを使用するものを除く。）</u> 五 <u>藻類の徒手採捕</u> 2～3 （略）

※今後の諸手続（パブリックコメント、海区委員会への諮問、水産庁への認可申請など）を経る中で、条文を修正する場合があります。

2 今後の主なスケジュール

- | | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・水産庁との事前協議 ・パブリックコメント ・海区委員会への意見聴取 | } 令和5年 夏～秋頃 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・水産庁認可 | 令和5年 秋以降 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・規則改正 | 令和5年度内を目途 |

3 千葉県漁業調整規則【抜粋】

(遊漁者等の漁具又は漁法の制限)

第四十五条 何人も、海面において次の各号に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。

- 一 竿釣及び手釣
- 二 たも網及びすくい式さ手網
- 三 投網（船を使用しないものに限る。）
- 四 貝類徒歩堀（まんが及び貝まきを使用するものを除く。）
- 五 藻類の徒手採捕

2 前項の規定は、次の各号に掲げる場合には、適用しない。

- 一 漁業者が漁業を営む場合
- 二 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合
- 三 試験研究機関が試験研究のために水産動植物を採捕する場合

3 第一項各号に掲げる漁具又は漁法により水産動植物を採捕する場合は、正当なる漁業の操業を妨げないようにしなければならない。

【参考】

